

最終更新日：2006年5月31日

ジョルダン株式会社

代表取締役社長 佐藤俊和

問合せ先：取締役経営企画室長 岩田一輝 TEL:03-5369-4051

証券コード:3710

<http://www.jorudan.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の最大化を図るに当たり必要となる経営の効率化や各種のステークホルダーに対する会社の透明性・公正性の確保のため、コーポレート・ガバナンスが重要であると考えております。また、その具体的施策として、会社の意思決定機関である取締役会の迅速化・活性化、業務執行に対する監督機能の強化、取締役に対する経営監視機能の強化、及び内部統制システムの整備が重要であると考えております。

その上で、実際の会社の体制として、当社は監査役設置会社形態を採用しております。これは、会社規模・事業規模等に鑑み、また、社外監査役を含む監査役による経営監視の体制が十分に機能するものと考え、当該体制を採用しているものであります。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐藤俊和	2,627,660	50.00
坂口京	336,980	6.41
ジョルダン従業員持株会	142,800	2.72
岩田明夫	120,000	2.28
佐藤照子	90,000	1.71
大阪証券金融株式会社	82,500	1.57
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	78,700	1.50
小田恭司	76,360	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	68,900	1.31
若杉精三郎	62,500	1.19

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

大阪 ヘラクレス

決算期

9月

業種

情報・通信業

(連結)従業員数

100人未満

(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

社外監査役による監査を実施しており、それが外部からの経営監視機能としては十分に機能していると考えているため、現状の体制を採用しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置していない
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

当社は会社法上の会計監査人を設置していませんが、中央青山監査法人から、証券取引法の規定に基づく監査の結果について、期末及び必要に応じ中間期に報告を受けることで、監査役が行う会社法上の会計監査の実効性の確保に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室において各部門に対する内部監査を実施する際に、必要に応じて監査役が同行するとともに、監査の結果を監査役の求めに応じて報告することで、監査役と内部監査部門の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
小坂田篤	他の会社の出身者										
松澤壽俊	他の会社の出身者										
五十嵐雅子	学者										

- 1 会社との関係についての選択項目
 - a 親会社出身である
 - b その他の関係会社出身である
 - c 当該会社の大株主である
 - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
 - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 - i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
小坂田篤	当該他の会社との間に重要な資本的関係又は取引関係等はありません。	他の会社の経営者としての経験を活かすことができると考え、選任いたしております。
松澤壽俊		国際的な見地と中立的な立場を考慮し、選任いたしております。
五十嵐雅子	当社は当該他の会社の株式を保有しておりますが、保有比率及び金額に鑑み、重要性はないものと考えております。また、その他の資本的関係又は取引関係等は特にありません。	客観的な立場からの視点を重視し、選任いたしております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

原則として全員が取締役会に出席するとともに、代表取締役社長との定期懇談会を実施し、必要に応じて意見を述べることで、取締役の職務執行の監査を行っております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役賞与を各期の利益額に応じて変動させることで、業績向上のインセンティブとなるようにしております。

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、決算短信
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

以下の形で開示しております(金額は平成17年9月期実績)。

役員報酬の内容については以下の通りであります。

取締役に対する報酬 37,800 千円 (うち社外取締役に対する報酬 - 千円)

取締役に対する賞与 9,500 千円 (うち社外取締役に対する賞与 - 千円)

監査役に対する報酬 4,800 千円

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外監査役の補佐につきましては、経営企画室が担当しております。経営企画室が社外監査役との連絡窓口となり、情報の伝達を行うとともに、社外監査役の情報収集をサポートするため、必要に応じて説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役会にて選任された社長及び各部門責任者が実際の業務執行を担っております。その際、社長と各部門責任者の間の指示・報告と、原則として毎週もしくは隔週毎に行う部門毎又はプロジェクト毎の会議により、業務執行における責任の明確化と効率性の向上を図っております。その上で、取締役会にて各部門責任者が部門毎、プロジェクト毎の進捗状況及び営業・開発活動の結果等について報告を行うことで、取締役会が業務執行に対する監督の役割を担っております。

監査機能としては、監査役が取締役会に出席するとともに、代表取締役社長との定期懇談会を実施し、必要に応じて意見を述べることで、取締役の職務執行の監査を行っております。監査役のうち1名は常勤監査役であり、重要書類の閲覧、子会社の調査、取締役や従業員からのヒアリング等を行うことで、業務全般の妥当性・有効性等の監査を行い、必要に応じて助言を行っております。

また、中央青山監査法人には、証券取引法の規定に基づき、中間期及び通期の財務諸表監査を受けている他、四半期についても四半期財務諸表に対する意見表明の手続きを受けております。なお、監査法人の業務執行に関する各種事項については以下の通りであります(平成 17 年 9 月期の状況)。

業務を執行した公認会計士の氏名 高橋廣司、畠山伸一

所属する監査法人名 中央青山監査法人

継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務にかかる補助者の構成 公認会計士 4名、会計士補 5名、その他 5名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第 26 期定時株主総会につきましては、平成 17 年 12 月 22 日に開催いたしました。
その他	当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	半期に1回の頻度で定期的(5月、11月)に開催し、社長と担当役員が決算内容・業績見通し・事業展開等について説明しております。アナリスト・機関投資家・証券会社の営業担当者等、合わせて20~30名程度の方に参加していただいております。
IR資料のホームページ掲載	あり	URLは http://www.jorudan.co.jp/ir/ で、決算短信・決算以外の適時開示資料・有価証券報告書及び半期報告書・会社説明会資料・株主総会招集通知等を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置		経営企画室を担当部署としております。また、取締役経営企画室長岩田一輝を担当役員としております。
その他		機関投資家向けに個別にミーティングを実施しており、代表者自身による説明も行っております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	経営理念の中で、IT技術に基づく独創的な構想力を持った製品やサービスを世に問い、社会の進展に貢献することを目指していくことを定めております。また、経営方針として、業績及び企業価値の向上を図るとともに、社会全体に広く貢献できる企業グループとなることを定めております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務執行が法令・定款に適合すること等の業務の適正を確保することで不正や過失等を未然に防ぐことや、取締役会の意思決定や経営方針等に従って業務執行が進められるようにすること等を目的として、ひいてはそれらが企業価値の向上につながるものと考え、

内部統制システムの整備を進めていく必要があると考えております。

実際の整備状況としましては、まずリスク管理体制につきましては、部門又はプロジェクト毎の会議及びそれを踏まえた各部門責任者から社長や取締役会への状況報告により、対処すべきリスクや重要事実の発生可能性等の把握の迅速化を図っております。コンプライアンス体制につきましては、就業規則やインサイダー取引防止規程等の社内規程において、関連する規定を設けるとともに、辻総合法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じてアドバイスを受けております。内部監査につきましては、代表取締役社長直属の組織として内部監査室を置き、人員1名を配置し、内部監査規程に基づいて、必要に応じて監査役や監査法人と連携しながら、各部門の業務執行・管理体制の妥当性や法令及び社内規程への適合性、会計記録の信頼性等に関する内部監査を実施する体制を採っております。グループ会社につきましては、関係会社管理規程に従って管理を行うことや、当社の社長や関係会社管理を担当する経営企画室長等がグループ会社の取締役を兼任すること等により、当社の取締役会の意思決定や経営方針等に沿った業務執行や対処すべきリスクの把握等が行える体制としております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部統制システムの整備として、コンプライアンス体制・リスク管理体制の強化やグループ会社を含めた体制の強化について、今後の検討課題としております。

【 参考資料：模式図 】

